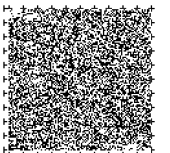
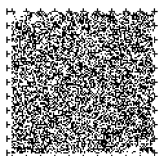


資料編

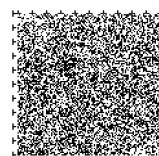




資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 6 月 20 日	第 1 回杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会（書面会議） ・第 6 次杉戸町障がい者福祉計画等の策定について
6 月 28 日	第 1 回杉戸町障がい者計画推進懇話会 ・第 6 次杉戸町障がい者福祉計画、第 7 期杉戸町障がい福祉計画・第 3 期杉戸町障がい児福祉計画の策定について
7 月 18 日 ～8 月 7 日	障がい者、障がい福祉サービス利用者を対象としたアンケート調査 配布数 2,176 件、回収数 1,149 件、回収率 52.8%
10 月 19 日	第 2 回杉戸町障がい者福祉計画推進懇話会 ・第 6 次杉戸町障がい者福祉などに関するアンケート調査結果について ・第 6 次杉戸町障がい者福祉計画（素案）について
11 月 6 日 ～11 月 22 日	関係団体へのヒアリングシートによる調査
12 月 4 日	第 1 回杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会作業部会 ・第 6 次障がい者福祉計画等（案）の検討について
12 月 8 日	第 2 回杉戸町障がい者福祉計画・障がい児福祉計画策定検討委員会 第 6 次杉戸町障がい者福祉計画等（案）について
12 月 13 日	第 3 回杉戸町障がい者福祉計画推進懇話会 ・第 6 次杉戸町障がい者福祉計画、第 7 期杉戸町障がい福祉計画・第 3 期杉戸町障がい児福祉計画（案）について
12 月 25 日 ～1 月 24 日	パブリックコメントの実施 ・意見数（提出者数 1 人、意見 6 件）
2 月 22 日	第 4 回杉戸町障がい者福祉計画推進懇話会 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画案の承認
3 月 13 日	第 6 次杉戸町障がい者福祉計画、第 7 期杉戸町障がい福祉計画・第 3 期杉戸町障がい児福祉計画の決定



2 杉戸町障がい者計画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく杉戸町障がい者福祉計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく杉戸町障がい福祉計画・杉戸町障がい児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に関する助言をすること並びに進捗状況を点検し、問題点を把握するとともに、計画を推進するための対策を検討することを目的として、杉戸町障がい者計画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 計画の推進のための提案に関すること。
- (4) 計画の評価、見直しに関すること。
- (5) その他計画の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員13名以下で組織する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 識見を有する者
- (3) 一般住民

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第1号及び第2号の委員の任期は6年とし、同条第3号の委員の任期は3年とする。

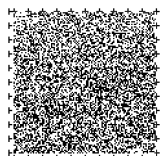
2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて、意見を述べさせ若しくは説明させ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

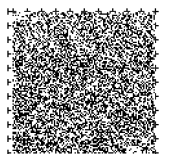
この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用し、第4条第1項の任期の満了をもってその効力を失う。

附 則（平成26年3月19日告示第32号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日告示第36号）

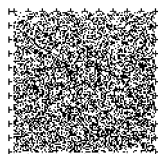
この告示は、平成30年4月1日から施行する。



3 杉戸町障がい者計画推進懇話会委員

No.	氏名	所属	備考
1	須田 恒男	杉戸町障がい者協議会	杉戸町障がい者協議会 会長
2	青木 一子	杉戸町障がい者協議会	杉戸町身体障がい者福社会
3	中島 泉	杉戸町障がい者協議会	アイこばと 会長
4	星野 百合子	杉戸町障がい者協議会	杉戸町身体障がい者福社会
5	猪股 ふじ江	杉戸町障がい者協議会	あおイトマトの会 会長
6	戸田 愛子	杉戸町障がい者協議会	杉戸町手をつなぐ育成会
7	柴田 周子	杉戸町福祉ボランティア連絡会	音訳ボランティア「あいうえお」 会長
8	稲垣 良行	杉戸町民生委員児童委員協議会	杉戸町民生児童委員協議会 障がい者福祉部会長
9	岩上 洋一	埼葛北障がい者生活支援センター ふれんだむ	埼葛北障がい者生活支援センター ふれんだむ 管理者
10	山路 久彦	社会福祉法人 みぬま福社会	社会福祉法人 みぬま福社会 地域支援部総合施設長
11	田中 佳世	埼葛北地区基幹相談支援センター ترونコ	埼葛北地区基幹相談支援センター 相談支援専門員
12	間宮 佐	杉戸町社会福祉協議会	杉戸町社会福祉協議会 事務局長

順不同・敬称略



4 杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会設置規程

(設置)

第1条 杉戸町障がい者福祉計画及び障がい福祉計画（以下「福祉計画」という。）に関する計画の立案及び素案の策定を行うため、杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の立案及び素案の策定に関すること。
- (2) 作業部会の調整に関すること。
- (3) その他福祉計画の策定において必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、委員長に福祉課長を、副委員長に子育て支援課長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第5条 第2条に掲げる事項に関して実務的な調査・研究を行うため、検討委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表に掲げる部署の主幹の職にある者及び委員長が認めた者をもって組織する。

(庶務)

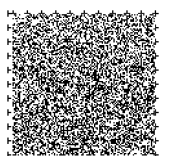
第6条 検討委員会及び作業部会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。



附 則（平成２９年６月２０日訓令第１２号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日訓令第１２号）抄
（施行期日）

１ この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日訓令第２０号）

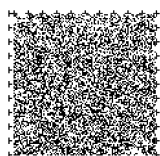
この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月１５日訓令第１０号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

部署名	職名
秘書広報課	課長
総合政策課	課長
管財契約課	課長
総務課	課長
デジタル推進室	室長
人権・男女共同参画推進課	課長
住民協働課	課長
危機管理課	課長
子育て支援課	課長
高齢介護課	課長
健康支援課	課長
都市施設整備課	課長
市街地整備推進室	室長
建築課	課長
産業振興課	課長
教育総務課	課長
学校教育課	課長
社会教育課	課長
杉戸町社会福祉協議会	事務局長
福祉課	課長





杉戸町マスコットキャラクター
すぎぴょん

第6次杉戸町障がい者福祉計画
第7期杉戸町障がい福祉計画
第3期杉戸町障がい児福祉計画

令和6年3月発行

発行 杉戸町

編集 杉戸町 福祉課

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目9番29号

電話：0480-33-1111（内線 264）

FAX：0480-33-4561

町ホームページ：https://www.town.sugito.lg.jp

